

加産農第597号
令和6年3月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加東市長 岩根 正

市町村名 (市町村コード)	加東市 (281)
地域名 (地域内農業集落名)	森尾地区 (森尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第 4 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、高齢化の進行により耕作できなくなる農地面積が増えていくことが考えられる。
区域内において、規模縮小などの意向がある農地面積1haに対し、引き受ける意向がある農家の可能面積を1haと見込んでおり、地区の耕作者で地区内農地の耕作を維持できる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である山田錦については、「特A地区」に位置付けられ需要があるので、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図っていく。
また、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農会長等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家の意向を把握し、農地中間管理機構を通じて、担い手への貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化及びパイプライン化などの基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、加西農業改良普及センター、みのり農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
みのり農業協同組合による水稻への航空防除は、農薬散布作業の省力化につながり、引き続き実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害ベルトの実施及び金網柵の施工に伴い保全管理作業の実施を具体的に検討する。
- ③スマート農業については、導入効果や費用対効果や草刈りの省力化などの検証を行い、導入の検討を行う。
- ⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討を行う。